

東京電力福島第一原子力発電所事故について、放射性物質の放出を 押さえ、早期に賠償を行うこと等を求める意見書

2012年(平成24年)2月20日

千葉県弁護士会 会長 木村 龍次

当会は、2011年(平成23年)3月11日の東日本太平洋沖地震に引き続き発生した東京電力福島第一原子力発電所事故について、東京電力、国及び県ならびに市町村に対し、放射性物質の放出を押さえ、早期に賠償を行うこと等を求めて次のとおり意見を述べる。

意 見 の 趣 旨

- 1 東京電力及び国は、放射性物質の環境中への更なる放出を防止するために、原子炉注水・汚染水除去方法を改善し、地下遮蔽壁を構築する等、あらゆる手段をとること
- 2 東京電力及び国は、全ての情報を公開するとともに、内閣及び国会にもうけられた事故調査委員会の調査に協力して、事故原因を徹底的に調査し検証すること
- 3 国及び県は、住民の被曝量を低減するために有効な除染計画を定め、東京電力の負担の下に、国及び県ならびに市町村において速やかに除染作業を実施すること
- 4 東京電力は、被災状態が收拾されていない現時点においては、住民、事業者及び県や市町村等が被った損害が確定しないことを重視し、原子力損害賠償紛争審査会の仲介委員が示す和解案について最大限に尊重する等の方法により、損害を早期に賠償するとともに将来にわたって発生する損害に対し全面的に賠償すること、そのうえで、国は、東京電力が会社更生手続を含め法的に整理され、役員・債権者・株主が責任を負担することを前提に、原発拡大政策を採ってきた責任として、すべての被害を賠償すること。
- 5 東京電力及び国は、困難な状況にある被害者の生活を安定させるため、損害填補の仮払いや一時金の支払等の生活支援策を早急に行うこと

意見の理由

1 放射性物質の更なる放出を押さえるためのあらゆる方策を講じるべきである

東京電力福島第一原子力発電所事故は、原子炉容器内の核燃料が溶融して格納容器内に落下し、原子炉建屋が水素爆発を起こして、大量の放射性物質が大気中及び海水中に放出されるという、人類史上前例を見ない大事故となった。その結果、多くの住民が避難を余儀なくされて地域コミュニティーを喪失し、農林漁業者等は放射性物質が付着した食料品等を販売することができず、観光業者等は客を失い、産業基盤は根こそぎ奪われた。

千葉県においても、ほうれん草や茶等から基準値を超える放射能が検出され政府指示によって出荷停止となり、東葛地域等ではいわゆるホットスポットが生じて汚染状況重点調査地域に指定される等、甚大な被害が生じている。また、千葉県内にも多くの原発周辺住民が避難してきており、帰郷する目処がたたないまま、不自由な生活を強いられている。

国は、原子炉は「冷温停止状態」となっており、事故収束工程表の「ステップ2」を達成したと宣言したが、原子炉や格納容器内の状態は不明であり、注水し続けなければ核燃料が再度溶融する可能性もある。また原子炉建屋には地下水が流入しており、高濃度汚染水処理のために引き回している塩化ビニール管からは環境中に汚染水が漏出し、汚染水を貯蔵するタンクも早晚足りなくなるとも言われている。東京電力及び国が行うべきことは、放射性物質の環境中への更なる放出を防止するために、注水・汚染水除去方法を改善し、地下遮蔽壁を構築して地下水の流入を止め、全ての原子炉建屋に遮蔽カバーを設置する等、あらゆる手段をとることである。

2 全ての情報を公開するとともに、事故原因の徹底した究明・検証を行うべきである

2011年（平成23年）12月26日、内閣に設置された「事故調査・検証委員会」（委員長・畑村洋太郎東京大学名誉教授）は、「中間報告」をとりまとめて公表したが、原子炉や格納容器内部を観察することができないため、溶けた燃料がどこにあり、どのように冷やされているのかも判明しておらず、事故原因の解明にはほど遠い状況である。また、国と電力会社は「事故は起きない」という「安全神話」を作りだして原子力政策を推進してきたため、事故発生防止策・事故拡大防止策もとらず、住民避難計画も真剣に検討することはなかった。その原因がどこにあるかを究明することは、今後、我が国で大きな原発災害が起こらないようにするために必要不可欠な作業である。東京電力及び国は全ての情報を、内閣及び国会に設置された事故調査委員会に開示するとともに国民に公開し、ふたつの事故調査委員会が「事故はなぜ起きたのか」を徹底的に調査し検証することができるよう全面的に協力すべきである。

3 除染を速やかに行い、住民の安全を確保するべきである

国は、放射性物質汚染特別措置法に基づき、警戒区域と計画的避難区域以外であっても、放射線量が1時間あたり0.23マイクロシーベルトを超える地域については、「汚染状況重点調査地域」と指定することとし、千葉県では、松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、印西市、鎌ヶ谷市及び白井市の9市が指定された。2年間で一般公衆の年間追加被曝量を半減し、将来的に1年あたり1ミリシーベルト以下になることを目指すものであるが、誰が除染を実施するのか、除去された大量の土や廃棄物をどのように減量し、どこに仮置きするのか、将来的にどこに貯蔵するのか、課題はきわめて多い。しかし、住民の被曝量を低減し、安全に生活するためには、除染は行わなくてはならない作業である。国は効果的で適切な除染方法を速やかに研究して実用化し、国及び県において有効で抜本的な除染計画を定める必要がある。そして東京電力の負担の下に、国及び県並びに市町村は、住民の理解と協力を得ながら速やかに除染作業を実施するべきである。

東京電力は汚染者であるから、除染は、東京電力が原状回復義務の履行として行うべきである。自ら履行しない場合には、除染に必要な費用は全額負担すべきであり、国に肩代わりさせることは許されない。

4 損害の早期賠償を行い、将来の損害も全面的に賠償すべきである

原発周辺の住民らは、筆舌に尽くしがたい被害を受け、健康を害された人も、数多い。文部科学省所轄の原子力損害賠償紛争審査会は、避難区域周辺の福島県内23市町村について、自主避難した人も残った人もすべて賠償対象とする追加指針を策定した。しかしこのような線引きに合理性はなく、対象から外れた県南地域等を含めて福島県全域の全ての住民を対象にすべきである。また損害賠償は、慰謝料をはじめとして被った損害を全て含め行われなくてはならない。

東京電力は、千葉県においては、農林漁業者については政府指示による出荷停止のみならず、いわゆる風評被害によって売り上げが低迷したりする場合についても賠償請求が可能であるとし、観光業者についても、銚子市、旭市から館山市までの太平洋沿岸地域の16市町村を、賠償の対象として追加した。しかし、原発事故に伴う損害は、業種の如何を問わず、全額賠償の対象となるべきであり、また、県及び市町村が負担した放射線量調査や除染のための費用は全額賠償されるべきである。

東京電力は、被災状態が収拾されていない現時点においては住民、事業者及び県並びに市町村が被った損害が確定しないことを重視し、損害を早期に賠償するとともに将来にわたっても発生する損害を全面的に賠償すること、そのために、東京電力については会社更生手続きを含む法的手続きがとられ、現有資産を売却し、社債権者の債権放棄ないし国が併存的債務引受けを行い、役員・株主も責任を負担して賠償原資を確保すべきである。その上で、国は、原発拡大政策をとってきた責任として、全ての被害を賠償すべきである。

これに関して、最近になって看過できない事態が発生した。すなわち、原子力損害

賠償紛争解決センターの仲介委員は、同センターの第1号事件について和解案を示していたのであるが、2012年（平成24年）1月26日、東京電力はこのうち中間指針で目安として示された金額を超える慰謝料の支払いの点及び仮払い補償金を本件和解時に精算しないとする点を拒絶し、さらには同センターがあえて設定しなかった清算条項の明記を求めた。これは加害者としての責任の重さを全く自覚しないものであるばかりか、事態が収束しておらず被害者が困難な状況にあるにもかかわらず完全賠償に達しない水準で最終解決を求める点でおよそ道理に反し、これまでの経過に照らし、不当極まりないものである。第1に、東京電力は、2011年（平成23年）に策定され東京電力への政府資金援助の条件とされた「特別事業計画」において、「和解仲介案の尊重」を「約束」している。にもかかわらず、今回の和解仲介案の中の極めて重要な事項に関して受諾を拒絶したことは、国並びに国民に対する重大な背信行為である。第2に、慰謝料に関していえば、中間指針自体に「・・・中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適切な賠償を行うことを期待する」と明記されていることにも反するというほかない。

当会は、東京電力に対して今後とも同センター仲介委員が示す和解案を最大限に尊重することを求めるとともに、国に対しても東京電力にその姿勢を抜本的に是正するよう強く指導・監督することを求める。

5 東京電力及び国は、被害者の生活支援を早急に行うべきである

現在、損害賠償の支払いが円滑に行われなかったことにより、多くの被害者の生活は困窮を極めてしている。避難者は避難自体や避難先での新しい生活基盤の確保のために多額の出費を余儀なくされ、広域避難者の多くが家族が離ればなれになる二重生活を余儀なくされている。先の見通しのつかない暮らしの中で、避難先での生活を安定させることも困難である。事故以前の住所にとどまった被害者も、放射線被曝の影響への不安や周囲の人たちが避難するなどして地域コミュニティが変容してしまったこと等から様々な損害を受けている。このような事態が放置されることは、幸福追求権（憲法13条）や生存権（憲法25条）、財産権（憲法29条）が侵害されている事態というべきである。

このような被害者の生活を安定させるため、原子力被害緊急措置法に基づく損害填補仮払金の支払いや、一時金の支払、被害住民の無料健康診断や医療給付、被害者に対するいわれなき差別の防止、を含めた生活支援策をとることは、東京電力及び国の最低限の人道上の責務である。

以上